

# 会 議 録

## 1 会議名

平成29年度 第1回頸城区地域協議会

## 2 議題（公開・非公開の別）

### (1) 報告事項（公開）

- 平成29年度頸城区の主な事業について
- 平成29年度頸城区総合事務所の体制について
- 地域活動支援事業の応募状況について
- 県営南部産業団地における盛土工事について

### (2) その他（公開）

## 3 開催日時

平成29年4月19日（水）午後6時30分から午後7時47分まで

## 4 開催場所

頸城コミュニティプラザ 2階 203会議室

## 5 傍聴人の数

3人

## 6 非公開の理由

—

## 7 出席した者（傍聴人を除く。）の氏名（敬称略）

- ・委員：井部辰男（会長）、関川正平（副会長）、石野敏、上村閨一、笠原昇治、佐藤学、西巻肇、芳賀芳明、船木貴幸、望月博、山本光夫、山本誠信、横山一雄（委員16人中13人出席）
- ・環境保全課：瀧本課長、平野副課長
- ・事務局：頸城区総合事務所 橋立所長、石野次長、石川市民生活・福祉グループ長、市民生活・福祉グループ 塚田班長、武田班長、教育文化グループ 小酒井班長、総務・地域振興グループ 村山班長、田中主査、古川主任（以下グループ長はG長と表記）

## 8 発言の内容

【石野次長】

- ・会議の開催を宣言

【井部会長】

- ・挨拶

【石野次長】

- ・佐野委員、滝本委員、橋本委員の欠席を報告
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・会議録の確認：芳賀委員、船木委員に依頼

【井部会長】

報告事項「平成29年度頸城区の主な事業について」事務局に説明を求める。

【石野次長】

資料1により説明

【井部会長】

委員に質疑等を求める。

【上村委員】

防犯灯の新設について説明があったわけだが、年度内に町内会長を通じたり、地元でどうしても、特に中学生の通学に関する防犯施設に今後必要だというものに、間口が開くのか、開かないのか。

【石野次長】

予算取りの関係もあり、まずは要望を挙げていただき、現況を確認して次年度予算付け、または緊急でどうしても必要ということであれば予算付けをしていただくように取り組んでいく。

【上村委員】

緊急ならば、間口が開くのかと理解してよいのか。

【石野次長】

頸城区で予算付けできないので、市民安全課が現況を確認し、緊急性を訴えていきたい。

【井部会長】

報告事項「平成29年度総合事務所の体制について」事務局に説明を求める。

【石野次長】

資料2により説明

【井部会長】

協議事項「地域活動支援事業の応募状況について」事務局に説明を求める。

【田中主査】

資料3により説明

【井部会長】

事務局から説明があったが、希望額の変更は頸城区の採択方針から審査の結果として減額することはあるが、増額することは無いので誤解の無いようお願いしたい。

【石野委員】

12件中、新規が1件とは何番か。

【田中主査】

7番「くびき花の会」中部農道等景観整備事業である。

【佐藤委員】

提案書の差し替えの可能性があると、どのタイミングまで可能性があるのか。

【井部会長】

審査方針からすると提案書の差し替えの可能性は想定をしていない。審査の過程で額の変更はあるかもしれないが、増額、提案書の差し替えはないということを前提にしていきたい。

【上村委員】

採択基準に沿って決定していくべきだが、せつかく頸城区に与えられた710万円のうち117万円が今の段階で余っている。頸城を元気にするために今後どうするか別件で是非協議していくべきだ。

【井部会長】

二次募集、三次募集と協議して進めていく。当面は一次で締め切った提案についてプレゼンテーションを実施して、審査後、採択していくことになる。

【船木委員】

事前質問票にFAX、メール、持参と記載されているが、メールアドレスが無いので教

えてほしい。

**【田中主査】**

後ほど、お送りする。

**【井部会長】**

プレゼンの日程は、最後に第2回地域活動支援事業の日程調整についてでお諮りしたい。引き続き、「県営南部産業団地における盛土工事について」環境保全課滝本課長、平野副課長に説明を求める。

**【滝本課長】**

挨拶

**【平野副課長】**

資料4により説明

**【井部会長】**

委員に質疑等を求める。

**【笠原委員】**

夏になると下吉、上吉周辺がかなりの騒音で不満が出ていた。土盛りをして前とどのように変わったのか報告してほしい。

**【平野副課長】**

盛土の工事は5月中旬までであり、その後についてもその都度、継続して実施し報告する。

**【笠原委員】**

会社側はデータをオープンにし、市側は情報収集に努めていくという方向性で窓口を開けてあるので、きちんと報告なり情報を取っていただきたい。

**【芳賀委員】**

低周波騒音の測定地点を遠くの方でも、念のためにチェックしてほしい。

**【平野副課長】**

環境保全課で行っている南川団地の方向での測定についても、工業団地と住宅団地の境点だけではなく、数百メートル南側の地点でも測定している。

**【井部会長】**

騒音防止対策については、これからも地域協議会に随時いろいろな情報が出れば報

告していく。以上で報告事項を終了し、その他について事務局に求める。

#### 【石野次長】

前回平成29年3月27日、平成28年度の最後の地域協議会の中で佐野委員から老人クラブの補助事業の実績報告や交付申請書についてもっと簡素化できないかという意見をいただいた。これについて担当課の高齢者支援課と協議を行ったのでそれに対する回答をする。

西巻委員から公民館の分館廃止に伴う支払い方法や書類の提出等についても照会があったのでそれについても回答する。

老人クラブの補助金事業について、活動月数×3,500円に会員数×450円を合わせた金額と老人クラブの活動費に要する経費のどちらか低いほうを交付することになっている。そのため活動内容を把握するための年間事業計画、活動経費を把握するための収支予算書を提出していただくことになっている。当該年度の活動終了後は、年間の事業報告、収支決算書を提出していただくようになっている。補助金の交付申請書と請求書を提出することで補助金を老人クラブの指定の口座に振り込んでいる。提出する書類については、必要最低限の書類であると考えている。

合わせて記入例を送付しているが、以前書類の記入方法が大変難しいという指摘があり今年度は記入例を見直した。文字を大きくし、A4からA3に大きさを改善したことから枚数が増えたように見えるが必要最低限になっている。また、記入方法については旧上越市、大島区、牧区、清里区では老人クラブの長が集まる会に職員が出向き説明を行っている。他の区については個別に記入方法を説明するなどの対応を行っている。頸城区においても記入の際、記載方法がわからない場合があったら電話でお伝えしたり、総合事務所に来られた際、説明するなどの対応を行ってきた。これまでの対応に加えて、他の区と同様に老人クラブの長が集まる会を利用し説明会を行うなどきめ細やかな対応に努めていきたい。

西巻委員からの分館廃止になったことについては、看板は外したが、支払方法や審査方法については特に変更はないのでご理解いただきたい。

#### 【村山班長】

前回の地域協議会で船木委員から現在議会で取り組んでいる「市議を目指しやすい環境整備検討委員会」の件について問い合わせがあったため、議会事務局へ問い合わせ

せしたところ、今現在出せる資料はこれだけである。前回の会議後開催された第2回の会議の報道の写しを参考までに配布した。第3回が昨日か今日開催されているが、今後情報提供していきたい。男女共同参画推進計画のダイジェスト版を配布した。厚い冊子は事務所にもあり、市のホームページにもアップしているので機会があったらご覧いただきたい。また上越市創造行政研究所からニュースレターの配布依頼もあったので参考にしていきたい。

#### 【井部会長】

3月27日の平成28年度第13回の地域協議会の「その他」の質問の3件について回答があったが、それについて何かあるか。無ければ以上で終了する。

他に委員のほうで何かあるか。

#### 【山本委員】

先ほど次長が頸城区総合事務所の職員26人で頑張ると言ったが、非常勤職員を含めると37人の職員で頑張っているのが実態である。やはり裏方で頑張っている職員を含めた全体数を報告してほしい。

#### 【石野次長】

希望館の交代職員もいるので、職員と同じくらいの非常勤職員を含めて総勢50人程いるのでよろしくお願ひしたい。

#### 【上村委員】

二つほどお願ひがある。新年度でスタッフも変わられたので、知らない部分もあり地域協議会で取り上げていただくのがいいのか疑問符もあるが、一つは、市道頸城線（農面道路）百間町から直江津に向かう道路が、JA八千浦南川支店からシンボテナがある交差点まで2、3年前くらいから凸凹している。

直江津の方から向かってくると、目視してもゆらゆらしているのがわかる。一日も早く元の舗装に直していただきたい。あの下には、いろんな埋設物が入っていると聞いている。そういうものも含めて、できれば次の協議会までに何らかの形で教えていただき、早急に改善をしてほしい。

もう一点は農業関係の話である。平成30年10月以降、米を取り巻く農業行政が大幅に変わると報道されている。また、この6月末で締められる通常国会のなかでも特に農業関係の法律が大幅に変わってくるように報道をされている。特に農業共済、

土地改良法についても細部に渡ってだいぶ変わってくると報道されている。

そんな中で、頸城は認定農業者制度の法律に基づいて市長が認定している。頸城の基盤整備の水準が非常に高いということで農地集積で補助金をもらうという事業がある。頸城は概ね100名程度認定農業者がいる。一つは市長が認定した認定農業者に対して、行政としてこれからどういうふうな形で関わっていくのか。支援とかそういうものではない。どう関わっていくのかということをお尋ねしたい。また、当然更新の手続きがあるが、それは総合事務所なのか本庁なのか。特に今年の4月の更新は手続きがスムーズにいったいなかった。次の協議会までに何らかの形で教えていただきたい。

総合事務所だより4月1日号に、次長は木田庁舎とのパイプ役であると明記されているのでよろしく願います。

**【井部会長】**

次回までに2点を木田へ回答を求める。

**【船木委員】**

資料2で総合事務所の体制を教えてもらったが、各部会の担当者を紹介してほしい。

**【井部会長】**

頸城区には地域協議会の中に三部会を設置している。部会担当の職員がどなたかということか。

**【村山班長】**

昨年も開催したが、各部会に書記として担当がついていた。部会については座長が中心となり進めていただいたものであり、単に書記として職員が記録をとっていたものである。部会ごとの担当というのは特段決まっていない。

**【井部会長】**

質問事項、資料提供を求めることになれば、三つの部会の担当体制の配置をしていただければ地域協議会の部会もスムーズに進んでいくのではないかと。

**【橋立所長】**

書記をつけることと、部会の中で協議したいというときには、部会については事務担当者がいるので、その場で回答できるもの、できないものがあるが、そのような形で進めさせていただきたい。

**【井部会長】**

地域協議会の内部で論議することなので部会のほうは順次、提案事業にするのか意見書にするのかということを絞り込んでいく部会を開催していきたい。その際、資料提供や質問に対する回答をするとき総合事務所の担当を決めてもらい、書記だけでなく回答できる職員の配置も部会開催の時お願いできないか。

**【村山班長】**

例えば地域振興部会であれば村山、産業部会であれば田中主査というような割り振りがあれば照会もしやすいし、問い合わせもしやすい。そういう意味合いでよいか。

**【船木委員】**

そうである。

**【井部会長】**

これから各部会を開催するときに、そのことも含めて今後論議していくこととしたい。

**【石野次長】**

次回2回目の協議会は、会長と協議の結果、5月10日(水)でお願いできないか。開始時間は、12団体のプレゼンの実施、全員協議会を予定しており開催時間を30分早めて18時から開催できればと考えている。

**【井部会長】**

異議なしであり、そのように進めていく。

他にないか。

**【村山班長】**

先ほど、船木委員から発言いただいたメールアドレスについて、作成したので配布させていただく。お持ち帰りいただきたい。

**【井部会長】**

会議の閉会を宣言。

9 問合せ先

頸城区総合事務所 総務・地域振興グループ TEL : 025-530-2311 (内線 212)

E-mail : [kubiki-ku@city.joetsu.lg.jp](mailto:kubiki-ku@city.joetsu.lg.jp)

10 その他



別添の会議資料も併せてご覧ください。